

令和4年度の内部統制の取組

【報告事項】

1 全局的な内部統制体制等の整備・運用

- (1) 大阪市水道局内部統制連絡会議の開催（6月開催）
令和3年度の振り返り
標準例の提示方法の改善
- (2) 部門内部統制責任者会議の開催（8月開催）
事業者との私用携帯での連絡禁止
- (3) 局内監査の位置づけの明確化
内部統制の一環として、内部統制の運用状況（合规性に特化せず、マニュアルの整備状況や周知状況）を監査するものと位置づけ実施

2 各業務レベルでの内部統制の整備・運用

- (1) 不適切な事態の発生状況等
 - ① 発生状況及び内容
別紙1のとおり
 - ② 発生内容の分析
 - ア 発生内容の分類
公金等及び物品の管理をはじめとした共通業務に関する業務が多い傾向にある。
公金等及び物品の管理に関する業務 : 公金等2件・物品2件
契約の締結及び履行に関する業務 : 1件
公文書の作成及び管理に関する業務 : 2件
保有個人情報の保護に関する業務 : 1件
所属員のサービスに関する業務 : 1件
その他（共通業務以外） : 4件
 - イ 発生原因の分類
ルールの不存在やルールの未整備よりも、ルールを知らなかったこと（周知方法が適切でなかったケースや担当者が調べなかったケース）や日常的モニタリングが機能していなかったことに原因がある案件が多く見られる。
(ア) ルールが不存在、もしくは不十分 : 2件
(イ) ルール周知が不十分、もしくはルールが容易に確認できない : 6件
(ウ) 日常的モニタリングについて、当該モニタリングルールが設定されていたが実施されず（思い込みや事務懈怠）、不適切な事態が生じたもの : 6件
- ③ 不適切な事態の同種事案の再発・ルール再整備の長期化
 - ア 速やかな内部統制が図られず、同種の事案が再発した。（公文書管理事務 別紙2）
 - イ 不十分な原因分析によるルールの再整備の長期化が生じ、内部統制の目的が達成できていない事務がある。（固定資産・物品管理事務 別紙3）

(2) 未然防止の取組

① 部門総括責任者による取組

ア 標準例を用いた不適切な事態の防止

共通業務での不適切な事態の発生が多かった（令和3年度）ことから、共通業務所管課と連携した標準例の作成・提示

イ 令和4年度に発生した不適切な事態の局内展開

部門内部統制責任者は発生した不適切な事態を分析のうえその発生を回避するための対応策を部門内で実施、共通業務の場合には共通業務内部統制責任者が必要な措置を局内で実施

ウ マニュアルの点検・見直し（コンプラ月間の取組）

コンプラ月間で、局内の統一テーマとして各課で保有しているマニュアル等の点検や見直しを実施

職場コンプライアンス研修での局長メッセージや標準例を教材とした意識浸透化

エ 警察OB職員によるコンプライアンス研修（業者対応編）の実施（10～11月）

事業者との接触注意事項（事例をもとに）

事業者との私用携帯での連絡禁止

② 各部門責任者による取組例

ア ルールの周知に関する取り組み

経理事務に関するアンケート（事務の疑問点、運用の改善など） 経理課

文書ポスト（文書事務、公文例の紹介、個人情報保護など） 法務監査担当

契約事務に関するeラーニング 管財課

職種横断的に、技術的内容に関する注意喚起や周知のために定期的に開催

（参加所属 施設課、施設保全センター、各浄水場）

工務部各課での計画的な転入者への教育、ISOに基づく内部監査前や外部監査後等において業務マニュアルやチェックシートの見直し

参考 コンプラアンケート結果（経営戦略指標）

あなたは、日々の業務を執行するにあたって、適切に行えているか、日常的にチェックを行っていますか。 令和4年度 水道局 96.8%（+1.2%） 本市 97.8%（+0.1%）

令和3年度 水道局 95.6% 本市 97.7%

あなたは、あなたの直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると思いますか。 令和4年度 水道局 96.5%（+0.8%） 本市 98.1%（+0.2%）

令和3年度 水道局 95.7% 本市 97.9%

【討議事項】

3 令和4年度の振り返り

(1) 不適切な事態の発生原因及び対応策の方向性について

① 発生原因

不適切な事態の発生原因を分析すると、共通業務における既存ルールの周知不備、日常的モニタリングの実施不備に起因するものが多い。

② 対応策の方向性

各職員が業務の実施にあたり、容易にルールを確認できるような情報の掲載や必要に応じた職員教育の場を提供することが必要である。